

公益財団法人北上市体育協会競技運営費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人北上市体育協会（以下「協会」という。）が主催する北上市民体育大会の実施競技（以下「競技」という。）を運営するための助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、協会の加盟団体であって、かつ競技を主管できる競技協会とする。

(対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費 医師、看護師等救護に携わる者への謝金
他市町村の競技協会等に派遣を依頼した競技審判員に対する謝金
- (2) 消耗品費 競技を運営するために必要な紙類等事務用品及び競技用消耗品
- (3) 食糧費 競技審判員、競技補助員等競技の運営に携わる者への弁当代及びお茶代
- (4) 印刷製本費 プログラム及び成績一覧表等を作成するための印刷代又はコピー代
- (5) 通信運搬費 競技審判員、競技補助員等競技の運営に携わる者を委嘱するための郵便料金
- (6) 使用料及び賃借料 夜間照明等の施設使用料、コピー機等の使用料、放送器具等の借上料

(助成金の額)

第4条 助成金は、対象経費の合計額とし、協会が決定した限度額を超えない額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請及び交付決定)

第5条 助成金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1）
- (2) 競技実施要項（任意様式）
- (3) 収支予算書（様式第2）

2 会長は、提出された書類に誤りがないと認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第3）により助成金の額を通知し、4月末日までに現金又は銀行振込により交付するものとする。

(報告書の提出)

第6条 競技が終了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を会長に提出し、事

業の実績を報告しなければならない。

(1) 事業完了報告書（様式第4）

(2) 実施結果報告書（任意様式）

(3) 収支決算書（様式第5）

2 実施結果報告書には、プログラム及び成績一覧表を添付しなければならない。

3 収支決算書には、領収書を添付しなければならない。

（改廃）

第7条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月4日から施行する。